

**平成 20 年度決算に係る
財政健全化法における指標（健全化判断比率，資金不足比率）について**

1 健全化判断比率

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
本市の数値 (昨年度数値)	0. 8 7 % (—)	8. 6 3 % (1 0. 4 5 %)	1 2. 0 % (1 1. 8 %)	2 4 0. 0 % (2 3 4. 6 %)
早期健全化基準	(11. 25%)	(16. 25%)	(25. 0%)	(400. 0%)
財政再生基準	[20. 00%]	[40. 00%]	[35. 0%]	—

【経過措置】

20, 21年度決算 40%
22年度決算 35%
23年度決算～ 30%

2 資金不足比率

※「—」は資金不足がないことを示す。

特別会計の名称	資金不足比率 (%) ※()は昨年度数値
地域水道特別会計	—
京北地域水道特別会計	—
特定環境保全公共下水道特別会計	—
中央卸売市場第一市場特別会計	—
中央卸売市場第二市場・と畜場特別会計	—
農業集落排水事業特別会計	—
土地区画整理事業特別会計	—
市街地再開発事業特別会計	—
病院事業特別会計	—
水道事業特別会計	—
公共下水道事業特別会計	—
自動車運送事業特別会計	5 9. 7 % (6 3. 1 %)
高速鉄道事業特別会計	1 3 3. 5 % (1 2 8. 8 %)

※経営健全化基準は資金不足比率 2 0 %

<参考 1>健全化判断比率、資金不足比率の算定式

1 健全化判断比率

ア 実質赤字比率

- 一般会計等の実質赤字額の標準財政規模（税収や普通交付税など地方公共団体の標準的な収入）に対する比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

イ 連結実質赤字比率

- 公営企業を含む全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※連結実質赤字額：一般会計、特別会計及び公営企業を連結した実質赤字の合計額

ウ 実質公債費比率

- 一般会計等が負担する市債の元利償還金等の標準財政規模に対する比率

$$\begin{aligned} \text{実質公債費比率} &= \frac{\begin{aligned} &(\text{市債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - \\ &(\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{aligned}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \\ &(\text{3か年平均}) \end{aligned}$$

※準元利償還金：公営企業債の元利償還金に対する一般会計からの繰出額及び満期一括償還に備えた公債償還基金への積立額等

エ 将来負担比率

- 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

$$\begin{aligned} \text{将来負担比率} &= \frac{\begin{aligned} &\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \\ &\text{市債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}) \end{aligned}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \end{aligned}$$

※将来負担額：本市の20年度数値は次の①～⑥の合計

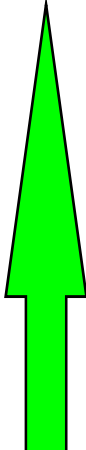
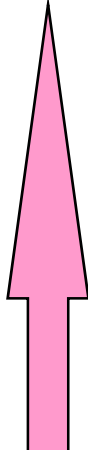
- ① 一般会計等の20年度末市債残高
- ② 債務負担行為に基づく支出予定額
- ③ 公営企業債等の償還財源に充当する一般会計等の負担見込額
- ④ 退職手当支給予定額（全職員が20年度末に退職した場合の支給額）
- ⑤ 設立法人の負債に係る一般会計等の負担見込額等
- ⑥ 連結実質赤字額

2 資金不足比率

- 公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

＜参考２＞健全化判断比率、資金不足比率の対象範囲

一般会計等	一般会計		 実質赤字比率	 連結実質赤字比率	 実質公債費比率	 将来負担比率
	一般会計等に属する特別会計	母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計				
		土地取得特別会計				
		基金特別会計				
		市公債特別会計				
		定額給付金事業特別会計				
		雇用対策事業特別会計				
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち 公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険事業特別会計				
		介護保険事業特別会計				
		後期高齢者医療特別会計				
		老人保健特別会計				
		駐車場事業特別会計				
公営企業会計	法適用企業	病院事業特別会計	 資金不足比率（会計ごとに算定）			
		水道事業特別会計				
		公共下水道事業特別会計				
		自動車運送事業特別会計				
		高速鉄道事業特別会計				
	法非適用企業	地域水道特別会計				
		京北地域水道特別会計				
		特定環境保全公共下水道特別会計				
		中央卸売市場第一市場特別会計				
		中央卸売市場第二市場・と畜場特別会計				
		農業集落排水事業特別会計				
		土地区画整理事業特別会計				
		市街地再開発事業特別会計				
		特別会計				
一部事務組合						
公社・第3セクター						